

理事・監事及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人

和愛福祉会

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人和愛福祉会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3)非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4)評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (5)報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)、会議に伴う飲食等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、年額10,000,000円を限度とし、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、評議員会において決定する。

- 報酬 別表第1に定める額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。
 - 3 評議員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は和愛福祉会職員給与規程第22条に準ずる。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、和愛福祉会旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

- 第6条 役員の報酬等(旅費を除く。)は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。
- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

- 第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附則

- この規程は、平成29年6月23日の定時評議員会決議後から施行する。
この規程は、令和3年6月21日の定時評議員会決議後から施行する。

別表第1（常勤の理事の報酬）（単位：円）

役職名	月額
理事長	600,000

別表第2（非常勤役員の報酬）（単位：円）

理事会等出席	1回	5,000
監事監査等出席	1回	5,000

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする。

別表第3（評議員の報酬）

評議員会等出席	1回	5,000
---------	----	-------

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする。